

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第56号、横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「条例改正に該当する市内事業者の状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号、横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「子ども・子育て支援納付金の負担について、医療給付費分を減らし対応することだが診療報酬の改定もある。国保会計については、近年黒字できているようだが、国保財政調整基金の活用も検討はしているのか」との質疑に対し、当局より、「子ども・子育て支援納付金については、今年度から始まり、来年度8割、再来年度は10割と毎年2,000万円弱ほど増えていくと見込んでいる。また、診療報酬の改定について、今年度は県の繰越金が活用されるが来年度も改定予定である。同じように県の繰越金が活用されるかは未定であることから、事業費納付金が増額となることも見込まれ、最大で1億円程度の負担増になる可能性もあると考えている。なお、国保税については、来年度農業所得が下がることによる黒字額の縮小も想定される。そのため、国保財政調整基金の取り崩しも視野に入れ検討していきたいと考えている」との答弁がありました。

このほか、「国保税の減免」についての質疑がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「本来であれば反対したいところであるが、全国の状況をみると横手市より財力があっても値上げするところもある。そのような部分を鑑みて、子ども・子育て支援納付金は国で決めてしまったものであり、非常に市民は苦しいと思う。

また、市としても今回の改正を決めるにあたり苦しかったと思う。その中で反対はできないと思うので、まずはこれで進めて、どうすればうまくいくかということを考えながら賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 58 号、横手市介護保険条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今回の改正については、令和 8 年度に限るものなのか。令和 9 年度は介護保険料に影響が出てくるのか」との質疑に対し、当局より、「今回の改正は令和 8 年度としているが、現在行っている事業計画の見直しに合わせ、改めて改正することになる」との答弁がありました。

このほか、「介護保険料の負担軽減措置に関する財政負担」や「附則の施行日と規定の適用日の違い」についての質疑がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「介護保険料の負担は皆に困ったと言われるが、みなし課税、非課税というところに配慮されただけでも、まずはよかったと思う。これを足がかりに市民の負担を減らすようにという願いを込めて賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案 5 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 59 号、横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「横手市公共下水道事業計画を変更したとのことだが、見直し期間はどのように設定しているか」との質疑に対し、当局より、「おおよそ 5 年ごとに人口推計を反映した見直しを行っている」との答弁がありました。

また、「令和 7 年度の計画変更に伴って、本条例改正では計画処理区域面積が増加し、計画処理人口が減少しているが、どのような影響があるか」との質疑に対し、当局より、「人口減少に伴い処理区域内の住民も減少しており、今後、下水道使用料等への影響が想定される。状況に応じた公共下水道事業の効率的な経営に努めたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 60 号、財産の取得について（除雪ドーザ 11 t 級（サイドスライドアングリングプラウ付）1 台）、議案第 61 号、財産の取得について（小形ロータリ除雪車 1.3m 級（最大除雪幅 1.5m）1 台）、議案第 62 号、財産の取得について（ロータリ除雪車 2.2m 級（最大除雪幅 2.6 m）1 台）及び議案第 63 号、財産の取得について（除雪ドーザ 14 t 級（サイドスライドアングリングプラウ付）1 台）の 4 件については、一括議題にして審査いたしました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「中東情勢の変化に伴い、納車が間に合わないなど何か影響は出ていないか」との質疑に対し、当局より、「業者に聞き取りを行ったところ、現状影響は出ていないとのことであった。なお、以前に急激な社会情勢の変化が起きた際は、納期を延長するなど繰越処理をして対応した事例がある」との答弁がありました。

このほか、「除雪ドーザの入札価格」や「設計金額の算出方法」についての質疑がありました。

議案4件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案2件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第55号、横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「この条例において、危険鳥獣とは何を指しているのか」との質疑に対し、当局より、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の趣旨を踏まえ、ツキノワグマ及びイノシシを危険鳥獣の対象としている」との答弁がありました。

また、「この条例では、危険鳥獣捕獲等作業手当の支給基準が曖昧だと感じる。手当の1,640円の根拠については、県条例の額に倣ったということだが、全国的にクマ問題が深刻化している中、花巻市では、危険度に応じて4万円から380円までと手当の支給区分が細分化されており、とても充実している。同じ山を抱える市の間で、クマ対策の手当に大きな差があるのは適切ではなく、他自治体の情報をよく調査した上で充実させてほしいと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「支給基準については、議案説明資料に記載のとおり危険度・困難度に応じた分類基準を作成しており、市民にも分かるようにしていきたい。また、手当の額については、他市の事例を幅広く調査、研究しているところであるが、県では警察官が銃器や刃物を持つ犯人に対峙する危険な職務に従事する際の特殊勤務手当1,640円をこの手当に準用しており、その考え方は市としても妥当なものと認識している」との答弁がありました。

これについて委員より、「県にこだわらず、財源を国に要望していくなど、全県に先駆けて一歩進んだ市独自の考えを持つべきであり、主体的に取り組んでほしい」との意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号、財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自

動車1台)について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情8第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。